

個人情報保護に関する特記事項

守口市個人情報保護条例の趣旨及び関係法令等のほか、以下に記載する事項を遵守する。

(基本事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受託者は、この契約の締結後直ちに、本業務に係る個人情報（以下「本業務個人情報」という。）を取り扱う業務従事者及び当該業務従事者の監督その他作業現場における本業務個人情報の適正な管理について責任を有する者（セキュリティ責任者）及び代理者を選任し、書面（別紙様式）によりこれを委託者に報告しなければならない。業務従事者並びにセキュリティ責任者及びその代理者に変更のあったときも同様とする。

(セキュリティ責任者の業務)

第4条 セキュリティ責任者の業務は、前条に定める監督及び管理に関することとし、以下の業務を含むものとする。

- (1) 事務所等への入退室者の管理及び記録の作成、保管
- (2) 業務部外者の事務所等への入室制限及び入退室の管理（記録の作成を含む）
- (3) 委託者が指定又は許可した以外の記録媒体の使用、持ち込みの制限・監理
- (4) 業務従事者の情報機器等の利用、ログイン、ログオフの記録及び保管
- (5) 業務従事者に対しハンディターミナルをはじめとするデータ運搬時の紛失・盗難・誤用防止と適正な運用のための指示、指導を行うこと。
- (6) セキュリティキーの保管及び管理に関すること。
- (7) その他業務従事者に対し業務を遂行する上で個人情報の保護を阻害又は非違行為を防止・禁止すること。
- (8) 業務従事者全ての個人情報保護に関する誓約書を取りまとめ委託者へ提出しなければならない。

(業務従事者等に対する周知等)

第5条 受託者は、業務従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本業務個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な

監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 本業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号）により罰則が適用される場合があること。

2 受託者は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(業務場所)

第6条 受託者は、委託者の指示又は事前の承認があるときを除き、委託者の庁舎以外の場所で本業務個人情報を取り扱わないものとする。なお、守口市水道局庁舎等管理規程を遵守することとし、委託者の開庁時間外の入退庁については、その都度委託者の許可を得るものとする。

2 受託者は、委託者の指示又は事前の承認があるときを除き、庁舎等から本業務個人情報を持ち出さないものとする。本業務個人情報を持ち出すときは、紛失・盗難の防止、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第7条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本業務個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により委託者に報告した者以外の者に本業務個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 委託者の指定又は許可を得た情報機器等以外の機器等を利用して本業務個人情報を取り扱わないこと。

(3) 本業務個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(4) 委託者の指示又は事前の承認があるときを除き、本業務を行うために委託者から引き渡された個人情報記録された資料等を複製し、又は複製してはならないこと。

(5) 本業務個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを委託者に返却し、又は引き渡すこと。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

第8条 受託者は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 受託者は、本業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、委託者の指示又は事前の承認があるときを除き、本業務個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、本業務個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(調査等)

第11条 委託者は、受託者による本業務個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 委託者は、受託者による本業務個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第13条 受託者は、本業務個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を委託者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、委託者の指示に従うものとする。

2 受託者は、本業務について事件等が発生したとき、委託者が必要に応じ受託者の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(情報資産の返還、廃棄)

第14条 受託者は、この契約による業務が終了し又は解約されたときは、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け又は受託者（受託者の再委託先を含む。）が自ら収集し若しくは作成した個人情報等を記録した電子媒体等（紙媒体含む。）を速やかに委託者に返還し、又はいかなる方法によっても復元又は解読ができないように消去等を行うなど漏洩をきたさない方法で、速やかにかつ確実に廃棄しなければならない。なお、廃棄にあたっては当該作業記録を委託者に書面で報告しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 受託者がこの「個人情報保護に関する特記事項」の内容に違反して個人情報等を漏えいし、委託者が損害を被った場合は、受託者は委託者に対し損害賠償責任を負う

ものとし、契約の解除又は当該損害を賠償するものとする。また、賠償額は本契約の請負代金の範囲に限定しないものとする。

2 本契約と本特約条項の定めとが抵触する場合は、本特約条項が優先するものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第16条 受託者は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。